

避難指示解除の状況について

平成29年1月28日(土)

内閣府原子力災害対策本部

原子力被災者生活支援チーム

避難指示の解除と帰還に向けた取組

平成27年6月12日閣議決定「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂：避難指示解除準備区域・居住制限区域について、遅くとも事故から6年後（29年3月）までに避難指示を解除できるよう、環境整備を加速

(1) 田村市：平成26年4月1日 避難指示解除準備区域を解除

転入等も含め人口の63%、世帯の70%※の方が居住<20km圏内>（平成28年10月末時点）。

※%は田村市の住民基本台帳ベースの人口・世帯に対する割合

(2) 楡葉町：平成27年9月5日 避難指示解除準備区域を解除

- 全住民の方が避難した自治体としては初めての避難指示解除。
- 人口の10%、世帯の16%※の方が帰還（平成29年1月4日時点）。

※ %は平成27年9月4日時点における楡葉町の住民基本台帳ベースの人口・世帯に対する割合

(3) 葛尾村：平成28年6月12日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除

川内村：平成28年6月14日 避難指示解除準備区域を解除

（平成26年10月1日に、一部地域で避難指示解除を実施するとともに居住制限区域を避難指示解除準備区域に見直し）

南相馬市：平成28年7月12日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除

（いずれも平成28年5月31日 第40回原子力災害対策本部会議で決定）

(4) 飯館村：平成29年3月31日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除

（平成28年6月17日 第41回原子力災害対策本部会議で決定）

- 平成28年7月1日から帰村の準備のための長期の宿泊を開始。

(5) 川俣町：平成29年3月31日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除

（平成28年10月28日 第43回原子力災害対策本部会議で決定）

- 平成27年8月31日から避難指示解除まで準備宿泊を実施。

※「準備宿泊」は、避難指示解除後、ふるさとの生活を再開するための準備作業を進めやすくするため、本来、避難指示区域内で禁止されている自宅等での宿泊を特例的に可能とする制度。

➡ 避難指示の解除後も政府一丸となり復興に向けた施策を展開。

(6) 富岡町・浪江町

- 富岡町：お花見、ゴールデンウィーク、お盆において、特例宿泊を実施。また、平成28年9月17日から避難指示解除まで、準備宿泊を実施。平成29年1月10日の全員協議会で4月1日解除を提案。
- 浪江町：平成28年9月1日～9月26日に特例宿泊を初めて実施。また、平成28年11月1日から避難指示解除まで、準備宿泊を実施。平成29年1月18日の全員協議会で3月31日解除を提案。

※「特例宿泊」は、避難指示解除準備区域及び居住制限区域において、本来認められていない住民の宿泊を、年末年始、お盆等の時期に限り、特例的に認める制度。

(7) 大熊町・双葉町（町の96%が帰還困難区域(人口ベース)）

- 大熊町：平成28年8月11日～16日に特例宿泊を初めて実施。秋彼岸(平成28年9月21日～9月25日)においても実施。
- 双葉町：平成28年12月20日に「復興まちづくり計画（第二次）」を公表。

避難指示区域の概念図

